

## 第6回幸手市水道事業審議会 会議録

○開催日時 令和7年11月10日（月）午後1時30分～午後3時00分

○会場 水道部会議室

○会議内容 公開

○幸手市水道事業審議会委員

所属団体等	氏名	委員区分	会議の出欠	備考
公募	楯 万里子	1号委員	出席	
公募	新島 伸枝	1号委員	出席	
公募	福島 朱実	1号委員	出席	
埼玉県企業局水道企画課副課長	小川 敏	2号委員	出席	
公益社団法人日本水道協会調査部調査課調査係長	笛原 俊一	2号委員	欠席	副会長
埼玉県行田浄水場場長	代田 義治	2号委員	出席	
幸手市区長会会長	出井 保信	3号委員	出席	
埼玉みずほ農業協同組合代表理事組合長	遠藤 美行	3号委員	出席	
幸手市商工会会長	梨本 松男	3号委員	出席	会長
幸手市商工会工業部会	無量小路 俊宏	3号委員	欠席	
幸手市連合婦人会会长	森泉 美江子	3号委員	出席	
税理士	松澤 美貴子	4号委員	出席	

(各号委員のアイウエオ順)

1号委員：公募

2号委員：知識経験を有する者

3号委員：水道使用者

4号委員：市長が特に必要と認める者

### 令和7年度幸手市水道事業審議会事務局名簿

水道部 部長	山下 正行
水道部 水道管理課 課長	神田 敏伸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	折原 裕幸
水道部 水道管理課 施設・配水担当 主査	菅野 祐貴
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主幹	羽取 美幸
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主査	富樫 亮介
水道部 水道管理課 業務・庶務担当 主任	渡邊 祐二

○傍聴人 2人

○会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(20) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）の決定について

(21) 幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)の決定について

4 その他

5 水道部長あいさつ

6 閉会

○会議資料

・次第

・資料1 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）

・資料2 幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)

1 開会	
事務局 (神田)	<p>第6回幸手市水道事業審議会の開会を宣言する。</p> <p>委員12名のうち10名の出席により、幸手市水道事業審議会条例第6条第2項の規定を満たし、会議が成立することを報告する。</p> <p>また、笹原委員（副会長）及び無量小路委員は、事前に欠席の連絡をいただきており、本日の議題について、質疑は何もないという旨を受けたので、その報告をする。</p> <p>幸手市水道事業審議会規則第5条の規定により、会議は原則公開とし、会議録作成のため、会議を録音・撮影することを説明する。</p>

2 会長あいさつ	
会長	<p>改めましてこんにちは。今日が最後の審議会でございます。令和6年6月20日に第1回審議会が開催されまして、諮問を受けています。内容につきましては、水道料金の改定となつてございますが、料金の値上げについては、世の中の物価上昇において、私の個人的意見ですが、本当に今回の改定は心苦しいという点もありますが、内容については、既にお示ししたとおりでございます。前回の8月12日の審議会において、水道ビジョン（経営戦略）の素案、水道ビジョン等の改定についての答申案をお示しし、水道料金の改定については決定したということでございます。</p> <p>今回、最後の審議会においては、同じように水道ビジョン（経営戦略）の決定、水道ビジョン等の改定についての答申の決定を審議したいと考えています。委員の皆様のご協力によりスムーズな進行をお願いしたいと思います。以上でございます。</p>

配布資料確認	
事務局 (神田)	配布資料確認を行う。

3 議題	
事務局 (神田)	幸手市水道事業審議会条例第6条第1項に基づき、議事を進行する議長を会長にお願いする。
会長	<p>それでは審議会条例に基づき、議事の進行を務めさせていただきます。</p> <p>本日の出席者数は10人です。</p> <p>定足数に達しておりますので、会議を始めたいと思います。</p> <p>はじめに、会議規則に基づき、会議録署名委員の指名をさせていただきます。名簿順序に従いまして順番で指名させていただきたいと思います。松澤委員と小川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、次第3の議題「(20) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）の決定について」、事務局からの説明をお願いいたします。</p>
事務局 (羽取)	議題(20) 第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）の決定について説明する。
質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして何かご意見、あるいはご質問がありますでしょうか。
樋委員	修正場所をわかりやすく書いていただいたものをいただけたとわかると思うのですが、この部分のビジョンが前回とどのように変わったかというのがわかりやすく、見やすくていいかと思うのですが、いかがでしょうか。
会長	一覧表はどうですか。事務局お願いします。
事務局 (神田)	新旧対照表のようなものは作ってございませんでしたので、審議の終了後、それを改めて作りまして、差し上げるもしくは郵送することはできると考えてございますが、それでよろしければそのような対応をとらさせていただければと思います。

樋委員	今、羽取さんが説明していただいた内容を書いて渡していただければと思ったのですが。説明があったものを後で郵送してくださるということでおいのですか。皆さんはどうですか。
会長	樋さんのお話なので、樋さんどうぞ。
樋委員	お願いします。
会長	他に内容についての質問、あるいはご意見ございますでしょうか。最後なので、何かご意見等があればと思うところですが。
出井委員	今の質問、非常に大事だと思います。ここをこのように変えましたというだけでは、審議にならないです。やはりそれを見て、皆さん疑問を持ったら質問してくるんですよね。今回答だと、後で知らされるだけですよね。今、この場で審議したいわけですよね。このように変えましたというものを欲しいんですよね。会議の進め方の点で、読み上げた内容を聞いているだけだと、私はすぐそななんだと通り一遍になってしまいます。頭の中で整理して見る時間がないですね。後からこれが問題だというのがわかつても、もう今日が最後の審議ですよね。そのやり方だと審議会の意味をなさないかなと思います。
事務局 (神田)	皆様にご提示できるわかりやすい新旧対照表ではなくて、今日皆様に説明する中でこのように発言をしますという文章があります。それでよろしければ、すぐに皆様にお配りをして、これを見ていたい上でご審議をいただくということはできますが、それでよろしければ、これを早急に配らせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
会長	どうですか、よろしいですか。
出井委員	私はその方がいいと思います。皆さんはどうですか。
代田委員	本当は新旧対照表のがわかりやすいと思いますが、その原稿があるなら、教えていただければわかりやすいと思います。

### 休憩

会長	よろしいですか。お配りされた資料を前提にお考えいただければ良いと思うんですけども、内容につきまして何かご質問、あるいはご意見があればということでございますがいかがでしょうか。遠藤さんいかがでしょうか。
遠藤委員	大丈夫です。
会長	森泉さん、何かございますでしょうか。
森泉委員	ありません。
会長	松澤さん、何かございますでしょうか。
松澤委員	大丈夫です。
会長	樋さん、何かございますでしょうか。
樋委員	大丈夫です。
会長	新島さん、何かございますでしょうか。
新島委員	大丈夫です。
会長	福島さん、何かございますでしょうか。

福島委員	46頁の無効水量の削減を修正した箇所についてですが、その漏水の部分というのは、この資産維持費の中でどの費用に入ってくるのでしょうか。最近、仕事絡みで漏水の相談があつて、結構な金額の漏水の連絡が来たので相談したいという時に、結局浴槽の修繕をしないとその漏水が直らないという状況でした。これから家の老朽化が増えてくると思いますが、どれぐらいの費用が出ているのかなと思いました。
事務局 (神田)	無効水量ですが、無効水量の率を下げれば下げるほど、有効水量つまり水道料金の対象となる水量を増やし、漏水を減らせば経営上は上向きになります。無駄な水を作らなくていいですし、無駄な水を配水しなくていいからです。そのためには、老朽管と言われている昭和40年代から50年代初めに布設した管を改修することで漏水の箇所を減らしていくことが望れます。一方において、基本的に水道事業というのは収益的な会計と資本的な会計という二つの会計に分かれます。単純に漏水をしているが、修理をすれば漏水がなくなるというのであれば、これは収益的予算の方の修繕費で支出されます。今回、資産維持費というのはどちらかというと資本的な予算に絡むことが多いです。資本的な予算というのは、配水管の更新、例えばものすごい古い配水管があったもので、それを100m、200mを全て新しいものに更新してしまうということです。資産維持費はどちらかというとどちらの意味合いが強いものです。なので、無効水量を減らすためにはどちらも必要になります。通常の修繕も必要ですし、大きな工事としての配水管の更新、布設替と言われるものですが、二つのことを組み合わせていくことで、無効水量を減らして無駄な水を極力落としていこうということです。私の答えが合わなければもう一度指摘いただければと思います。
会長	福島さん、いかがですか。
福島委員	大丈夫です。
会長	小川さん、何かございますでしょうか。
小川委員	特にございません。
会長	代田さん、何かございますでしょうか。
代田委員	特にございません。
採決	
会長	「(20) 第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)の決定について」、内容に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 賛成(委員9名が賛成)ということで、従いまして、幸手市水道事業審議会条例第6条3項の規定により第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)として決定いたします。 今後の予定については事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (神田)	それでは皆様に今、ご決定をいただきました第2期幸手市水道ビジョン(経営戦略)でございますが、この後のスケジュールをご説明をいたします。今月の中旬になりますが、会長の方にこのビジョンと、この後に審議をいたします答申書を市長に渡していただきます。市長に答申をするということでございます。その後、11月21日及び27日になりますが、市の組織としての意思決定の過程を踏んでいきたいと思います。市の意思決定の過程を踏みまして、12月17日に幸手市議会の方にその旨を報告させていただければと思います。その報告をさせていただく中で年を明けた1月の下旬になりますが、幸手市民を対象としました住民説明会を実施していこうという流れで考えてございます。以上でございます。
会長	次の議題に進ませていただきます。(21) 幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)の決定についてでございます。それでは事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (羽取)	(21) 幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)の決定について説明する。

質疑応答	
会長	ただいまの説明につきまして何かご質問、あるいはご意見等がありましたら挙手をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。
樋委員	答申案なので、梨本会長にお聞きします。1頁の下から2行目のところに次の事項と書いてありますが、それはどこのことを言っていますか。
会長	次の頁の1番と2番ということですね。
樋委員	答申内容と付帯意見事項ということですか。そうしたら、2の付帯意見事項について、いくつか梨本会長にお聞きしたいことがありますよろしいですか。この(1)のところで、世代間負担の公平性と書いてありますが、この世代間というのはどの世代の範囲を言ってますか。
会長	前の年齢と先の年齢ということですね。
樋委員	小学生や中学生などの学生も含まれていますか。
事務局 (神田)	答申案につきましては、事務局で作らさせていただいて、梨本会長に説明をした上で今日の審議に至っておりますが、事務局で説明が足りなかつたと認識しております。細かいところまで会長に私が説明をしておりませんでしたので、私から説明をさせていただければありがたいなと思います。
樋委員	答申案は、事務局が作るのですか。
事務局 (神田)	当然そうなります。
樋委員	答申というのは審議会の中で意見をまとめて、会長が答申するものだと思っていたのですが。
事務局 (神田)	案として事務局で作りまして、それを会長と話しながら、こういう案にしていこうという流れで作っております。
樋委員	会長と相談なので、会長にお聞きしたいなと思って聞いてみたのですが。
事務局 (神田)	先程申し上げましたとおり、私の説明が不十分だったところもありますので、私から説明をさせていただければ、ありがたいなということで申し上げたところです。
樋委員	どうぞ。
事務局 (神田)	この世代間の公平性ということに関しては、水道事業というのは工事をすると多額の資金がかかります。その多額の資金を借入金で賄って・・・。
樋委員	もうちょっと簡単にお願いします。世代間の負担なので、ここは。
事務局 (神田)	わかりました。単純に申しますと、水道施設については耐用年数というのが大体決まっています。その耐用年数の期間と捉えていただいても結構かと思います。
樋委員	耐用年数が世代間の負担の公平性ということと繋がってるのでしょうか。
事務局 (神田)	基本的に大きな工事をしますと、その工事というのは長年に渡って使用するものになります。したがいまして、その長年に使用する期間において使用している方々に負担をしていただくという解釈でございます。
樋委員	その世代の負担の公平性の世代がどのぐらいを含んでいる世代だということを私は聞いてるのですが。例えば、世代というと働いてる人が負担するのが普通だと思うんですね。世代間という大きなところで、どこまでの範囲を言っているのかということをお聞きしてます。会長、そのところはどうですか。

会長	世代間で一般的に若い人、働き盛りの方、お年寄りといいるわけですよね。その3つかと。
権委員	小さい子も世代間の中に入つて、そうしますとその世代間の負担といいうのは、例えば、今、公平性にした中でこれから今度はその若い人たちが負担をするときに、また違う管路の負担とか、料金とかがかかるじやないですか。そうすると、その世代間といいうのは今の現在の人たちよりも先送りになつてしまい、その人たちはまたそこから負担をしなくてはいけないということだと思うのですが、どうですか。
会長	そうですね。
権委員	そうすると、これは前回の意見の中にも世代間といいう言葉よりも現役の世代でやっていくことが重要といいう意見があつたんですが、そのところはどう考えますか。
事務局 (神田)	現役の世代だけで賄うといいうのが、例えば税金の世界であれば、税金を払っている人で負担していきましょうといいう話があると思います。ただ、水道につきましては各ご家庭に水道を配水しております、使つてゐる方が厳密に言つたら小学生や中学生あるいは幼稚園児の方も使つてゐると思います。あとは全く税金を払つてない方も使つてゐると思います。そういった形で水道料金を払つてゐる方々に負担の公平性を持ってもらうということでございます。ただ、その部分で子どもだから、大人だからといいう色分けではなくて、我々の方の水道といいうのは各世帯に配水しておりますので、その各世帯での負担と捉えていただいてよろしいかと思います。
権委員	そうすると、ここは世代間ではなく世帯間の負担の公平性の方が正しいかと思うのですが、どうでしょうか。
事務局 (神田)	先程申しましたように世帯間ということですと、事業のために水道を引いているところもありまして、そこで生活をしていない方、工業団地であるとかそういったところもあります。なので、ここは世代間という大きな言葉を使って記載したといいうのが私どもの意思でございます。
権委員	付帯意見事項なので、これに關わつた関連意見をまとめるといふことなので第2回のときの審議会の中で世代間というよりはできるだけ現役世代でやつていくことが重要といふことがありましたので、そこも関連意見として付け加えていただけたらなと思うのですが、いかがですか。
事務局 (神田)	そうしましたら、具体的にどのような言葉をどういふうに加えるかといふのをご提示いただければ、それについてこの中で検討することは否定するものではございません。
権委員	第3回審議会の中で片岡委員がそのところは詳しく述べていて、私もそれはそうだなどと思ったところがあつたので、そのところは事務局の方で確認していただいて、記載していただければなと思います。
小川委員	一般的に世代間の負担の公平といつたときには先程事務局からお話をあつたとおり、水道施設については、1回造つたら50年とか30年といふ形で使つていくわけです。ただ、造るときに何十億とかかるわけです。その何十億円を今使つてゐる人たちが全部負担しなくちゃいけないのでしょうか。そうではなくて、50年、30年使つていくものなので50年、30年使う人たちがみんな公平にその何十億円といふのを負担するといふことが、世代間の公平であるし、当然今使つてゐる人だけが何十億払わなくちゃいけないといふことではないので、そういった形で一般的に世代間の負担の公平を図つていくといふことが事業として行われるべきものかなと私は考えてゐます。ですので、事務局の方でこのようないふ形で世代間の公平について、十分に配慮した上でといふことを記載したのは2号委員の立場としては適切かと私は考えてます。
権委員	ありがとうございます。梨本会長もそれでよろしいですか。
会長	みんなで決めることなので、はい。他に何かございますでしょうか。

樋委員	前回の時に会長が今回検討していただく点もあるということで、あと神田さんの方からも、こういった答申案を持ち帰っていただきて、ここはこうした方がいいのであれば、そのところは皆さんで検討して、修正したいということだったので質問してますが、よろしいですか。
会長	意見ですか。どうぞ。
樋委員	付帯意見事項(3)のところでお聞きしたいのですが。梨本会長にお聞きします。土地地権者への返却に伴う井戸の減少と書いてありますが、井戸の減少は具体的に決まっていなく、地権者からも返却を求められてないという説明がありましたので、今の段階で付帯意見として書く必要はありますか。いつ返すのか今回の審議会で返す話はしていないので、付帯意見に入れる必要はないのではないかと私は思うのですが。会長、どうですか。
会長	将来的に使っていない井戸もあるということですので、私は入れるべきだと思います。
樋委員	この審議会の中では決まっていなさよ。
会長	それを踏まえて、最後、決を採るので。入れておいていいかなというのが私の意見です。事務局から補足をお願いします。
事務局 (菅野)	返却したいというお声というのではないというのは申し上げたとおりです。ただ、借りている以上、いつかそういった可能性は拭い切れませんので、今回付帯意見に入れさせていただいたという意図もあります。
樋委員	前回の付帯意見のときではそちらの方は決まっていなし、確定して減少する井戸はございませんという話でしたので、そのところは今回の付帯意見のこの部分の井戸の返却に伴う井戸の減少というのは前回のときに菅野さんもそうやってお話されてましたし、2回目の審議会のときも地権者からは返却を求められていないことだったので、これは私したら今の段階で書く必要ないのではないかと思ったのですが、それは審議をしてなくても書く必要があるということでおろしいですか。会長、そういうことですか。会長からはそういう提案はなかったのですが。審議会の中でそのところはないのに書くということが私には理解できなかったのですが。
事務局 (菅野)	前回の発言の中で井戸は当初はもっとたくさんありましたと言いました。そして実際に返却がありましたとも言いました。それで今ある井戸については、確かにそういう声はないのですが、過去に使っていた井戸は実際返却したという実績がここ数年続いていましたので、そういう危惧もある中でここは書いた方がいいだろうと思って書きました。配水量の減少もありましたので、それを兼ねてあえてここは入れさせていただいたというところです。それくらい井戸がないと水を作る上で重要になってきますので、私はここは書いた方がいいと思って記載をしています。
樋委員	それは事務局の意見であって、私は、そういう話があった中で書くというのがまだ理解できません。答申とはそういうことなのかなと思っていましたが。将来的な視点で他にももっと審議することがあったのではないかという気持ちなのですが。このところはこれで決というか、私の意見として述べさせていただいたということで、次のところ、また(3)のところの下のところで意見を述べさせていただいてよろしいでしょうか。
会長	どうぞ。
樋委員	(3)の上から3行目ですが、将来的に県水の受水量を増やすことも検討してと書いてありますが、県水の受水量は審議会の中でも、水道ビジョンの中にも、この答申案の中にも、水需要の減少は将来にわたって予測されているということが書いてありますと、将来にわたって予測されるのであれば、将来的に県水の受水量を増やすことも検討してではなくて、将来的に県水の受水量を増減、増える減らすということも検討し、適切な事業の運営に努めることの方が大切かと思うのですが、そのところはどうですか。
会長	県水の受水量につきましては、県の要望等も含めてこれまでずっと増えてきたとか、幸手は70%ですよね、その前は50%だったと思いますが、そういうのも含めて増える方向の現れだと思います。

樋委員	答申でそういうことでよろしいのでしょうか。事務局が答申するのではなくて、会長が答申するので私は会長に説明をしていただきたいなと思っているのですが。
小川委員	(3)の先程の井戸の話と県水の受水の増量、二つ合わせてお話をさせていただければ。幸手市さんの現状として、やはり施設の老朽化というのが進んでいると。その施設の老朽化の中では、やはり井戸を使って水を汲み上げて、それで浄水場で消毒をして、各家庭に配水をしているという中で、井戸だけに焦点が当たっているような書き方になってはいますけれども、やはり喫緊の課題として、幸手市さんの水道施設全体の老朽化にどう対応していくかということが一つネックになってるのかなと思います。それと、県水の増量というのがどう関わってくるかというところですけれども、先程(1)の将来的な負担の公平性というところで申し上げましたけれども、浄水場を更新する、あるいは管を更新すると多額の資金が必要になります。それは当然幸手市民の方の水道料金に跳ね返ってきます。そういう中で幸手市水道事業として、できるだけ費用を安く、なるべく幸手市民の方の水道料金の上昇を抑制していくということからすれば、浄水場の更新に変えて埼玉県営水道の水道から買った方が安く済むかもしれないということがあるわけです。自分のところで井戸を使って汲み上げて、それを消毒して各家庭に配る、各事業所に配るというよりは今県営水道で浄水場にも直結していますから、その受水量を増やすことをすれば、浄水場を更新しないで済むかもしれない。更新しなければその分の費用はかかるということは水道料金の抑制に繋がっていくという流れの中で(1)及び(3)ということで記載をされているのだと思います。ここで書いてあるように増やすことも検討ということなので、そこは幸手市水道事業の中で先程言ったように浄水場を更新した方が水道料金の上昇を抑えられるのか、それとも更新しないで埼玉県が経営している水道事業から水を汲んで幸手市さんに供給した方が安く済むのか、そういうことを検討して、適切な事業の運営に努めるということで我々としては幸手市長さんに意見として申し上げるということになるのかなと思いますので。樋委員のおっしゃるとおり、ここの(3)については井戸に焦点が当たりすぎている部分があるかもしれない。なので、ただ今申し上げたように、幸手市水道事業として適切な運営、料金はなるべく上げずに、けれども何十年先も安心安全な水を供給していく、そういう事業運営のために何が必要かというところで本記載があるのだと思います。そういう記載を我々審議会が市長に答申するということは必要なのではないかと私は考えています。
樋委員	小川委員のお話もよく理解できましたけれども、私は今までの審議会の中で県水と地下水の金額について質問したことがあったのですが、そのところは、もしかしたら県水の方がそういう部分では費用が抑えられるかもしれないけれども、井戸の水は料金がかからないので、そのところは他の費用とか、例えば消毒の費用とか、あとは維持管理費を含めてどのぐらいの差があるかというのは今の段階ではわからないし、お答えできないということの返答だったので、そのところはお聞きしましたし、こここのところはどうなのかなということで、会長に意見として言いました。なので、答申では将来的に県水の受水を増やすことも検討とありますが、これから人口減で減っていく中で、もしかしたら県水も減らすようなこともあるんではないかなと思ったので、増減という方が適切ではないかなと思ったのですが、そのところは小川委員はどのように思いますか。
小川委員	今、県水受水率、幸手市の水の中で70%が県営水道で作っている水というお話がありました。先程申し上げたように、確かに増減というところがあるかもしれないんですけど、仮に井戸の数が減っていくという形になると、今にしても将来にしてもそうかもしれないんですけども、必要な水、各家庭に配水する水の量というのは井戸だけでまかないきれるわけではないですし、そういう意味ではおそらく増やしていくかないといけないんだろうなと思います。例えば70%という数字を全体の配水量は全体のパイとして減っていく中でも70%ではなくて、80%とか90%とか、そういう形に増やしていく必要があるのではないかなど考えます。例えば絶対量というところでは、確かに全体のパイが減るわけですから、少なくなっていくかもしれないですけれども、割合ですね、今70%というところはあるかもしれないけど、その割合が80%、90%、あるいは最終的にはもしかして100%という形になるかもしれないんですけども、そういう部分での増というところかなとは思います。ですので、もしかしたら全体的な量というところでは減るかもしれないんですけども、例えばここは県水の受水量ではなく受水率という表現に直すことも適切かもしれないというところですね。
樋委員	会長はそのところについては何かありますか。
会長	特にございません。

事務局 (菅野)	補足をさせてください。この案の中で増加といつてるのは、今、小川委員がおっしゃられたとおり、配水量は減少傾向にあるというのはビジョンの中でもいつているんですが、その減少率が大幅に減少するかというわけでもなくて、若干減少する傾向にあるというところだと思っています。そういう中で、実際のところ、今後まず10年単位と考えましても、県水を減少するという選択肢は担当としてはないのかなと思いまして、増加の選択はあっても、県水の受水量を絞る、そういう選択はないのかなと思ってこの案を作らせていただきました。
樋委員	前に質問したときに、近くの産業団地が造成がさらに進んでいる中で水需要の予測をこの産業団地の水需要を大きく盛り込んでも、将来的に2035年まで水需要は減少すると神田さんの説明がありましたので、そのところを考えるとここはどうしても受水量を減らす、2035年まで水需要が減るということだったので、このところの受水量を増やすということがなかなか私には、この答申としては2035年までのビジョンの中で減るという予測、そういう説明だったので、そこは理解できないというか、増やすということに対して減ることもあるということをどうしても私は思ってしまうのですが、神田さんどうですか。
事務局 (神田)	樋委員と小川委員の話から総合的に勘案しますと、この将来的に県水の受水量という言葉ではなくて、受水率にすれば双方の思いを汲んだ中で審議会として適切な付帯意見となるのかなと考えてございます。もし、受水率の方が適切であるというのであれば、受水率に訂正をして皆様にお示しするということもできます。
会長	樋さん、いかがですか。
樋委員	そうですね、率の方が今的小川さんの話を聞いているとその方がよろしいのかなという気がします。
会長	他に何か指摘事項、ご意見はございますでしょうか。
樋委員	(4)ですが、近年多発している大規模災害を踏まえ、老朽管や老朽化施設の更新を早急に進め、安全な水道水を安定供給と書いてあるんですが、こここの部分で水道ビジョンの中には安全な水道水を安定供給するためには地下水の保全と確保が重要だというようなことが書いてありましたので、この部分などにその一文を入れた方がいいかと思うんですが、どうですか、会長。
会長	具体的にはどの文章でしょうか。
樋委員	ビジョンに書いてあるのですが、その部分も安心安全で安定的な水の供給というところで地下水の適切確保と適切な利用ということが書いてありますので、ここを安全な水道水を安定供給しと書くのであれば、その後にその一文を入れた方がいいのではないかと思うのですが。
事務局 (神田)	この考え方を説明させていただきますと、あくまでこの(4)で言っているのは近年多発している大規模災害を踏まえてということがまず前提になっていて、それに伴って老朽管とか老朽施設を改修しないと市民の皆様に飲める水、生活に活用できる水を配水できないですねというところから始まっています。ですので、地下水を確保したにせよ、地下水を確保してもその地下水をそのまま飲料水にはできませんので、例えば殺菌であったりとか、濾過であったりとか様々な工程を踏まえた中で市民の皆様にお届けできるものでございますのでここでは大規模災害を踏まえて、皆様に安心安全な水道水、いわゆる飲める水を提供するということを前提に書かさせていただいたものでございます。
森泉委員	いいですか。この問題で随分時間を取ってますけど、終わりまでできるのですか。
会長	大丈夫です。
事務局 (神田)	この答申書について、訂正の箇所が1か所出ていると思います。先程、付帯意見の(3)になりますが、後段の方になりますが、埼玉県と協議の上、将来的に県水の受水量、これを受水率にした方がよろしいのではないかということですので、これで修正をさせていただいて、再度皆様にお配りして、それについて採決を取っていただくということで事務を進めたいと思いますが、会長、よろしいでしょうか。

採決	
会長	ただいまの意見、率に変更ということですが、よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 賛成（委員9名のうち、8名が賛成）ということで、従いまして、幸手市水道事業審議会条例第6条3項の規定により受水量から受水率に変更として決定いたします。

## 休憩

会長	資料につきまして、事務局、説明をお願いします。
事務局 (羽取)	配布資料2「幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)・修正版」の説明を行う。
会長	それでは全体をとおして質問あるいはご意見はございますでしょうか。
採決	
会長	「(21) 幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)の決定について」、内容に賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。 賛成多数（委員9名のうち、8名が賛成）ということで、従いまして、幸手市水道事業審議会条例第6条3項の規定により幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)として決定いたします。 市長への答申を行うということでございますが、事務局から説明をお願いします。
事務局 (神田)	ご審議いただきました幸手市水道ビジョン等の改定について(答申)でございますが、この答申につきましては、この後、事務局と会長及び市長のスケジュールを調整の上、早急に市長に答申を提出したいと思います。その答申につきましては、梨本会長にお願いをしたいと考えてございます。また、答申につきましては、審議会の意見として、市長に答申をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

4 その他	
事務局 (羽取)	会議録の署名、ホームページへの掲載等について説明いたします。幸手市水道事業審議会規則第3条第2項の規定により、会議録は会長及び会長の指名する委員2人が署名しなければならないとされておりますので、審議終了後に事務局が作成しました議事録（案）を委員名簿で上から順番にお2人ずつ署名をお願いします。議事録（案）の作成ができましたら、署名をいただく委員の方にご連絡いたしますのでお時間をいただければと存じます。また、使用した資料と会議録はホームページに掲載させていただきますのでご了承いただきますようお願ひいたします。 次に前回、埼玉県行田浄水場の代田委員より質問いただいておりましたホームページの閲覧件数について、ご報告させていただきたいと思います。6月20日から11月1までの期間で集計いたしまして、水道事業審議会のページについては414件、続きまして第1回会議録18件、第2回会議録11件、第3回会議録13件、第4回会議録41件、第5回会議録36件、以上でございます。
事務局 (神田)	全体を通して、何かご質問等がございましたら、お願いします。 それでは最後に水道部長から挨拶をさせていただければと思います。山下部長よろしくお願ひいたします。

5 水道部長あいさつ	
事務局 (山下)	水道事業審議会委員の皆様におかれましては昨年度以来、6回にわたり審議会において貴重なご意見を賜り、大変ありがとうございました。皆様のご協力により本日、答申として取りまとめることができましたことを心より感謝申し上げたいと思います。本市におきましては、将来にわたり市民の皆様に安心して水を使っていただけるよう委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、第2期幸手市水道ビジョン（経営戦略）を着実に推進してまいりたいと考えてございます。今後、委員の皆様におかれましては水道事業に関しまして、ご協力していただければ幸いと思いますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもありがとうございました。

6 閉会

事務局  
(神田)

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。また、これまで円滑な議事の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして第6回幸手市水道事業審議会を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

署名

令和7年12月10日

審議会会長

森本 松男

審議会委員

松澤 美貴子

審議会委員

川敷